

高山市人権だより

令和7年2月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
高山市 市民活動部 生涯学習課
TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414
E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

障がいのある人の人権について 考えてみましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去
発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



日本で何らかの障がいを抱えている人は、13人に1人(約7.6%)います。身体に障がいがある人は約436万人、知的障がいのある人は約109万4千人、精神障がいのある人は約419万3千人。

(出典 内閣府障害者白書令和4年版)

誰もが障がいと関わる可能性があり、自分の事として考えてみましょう。

障がい者に関するマークの一例



障害者のための国際シンボルマーク【すべての障がい者を対象】

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークで、車いすの利用者に限定するものではありません。



身体障害者標識 (身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークで、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。



ヘルプマーク

外見では分かりにくいけれど援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。(義足、人工関節、妊娠初期の方など)



盲人のための 国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、施設、機器などに付けられているマークです。

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がいのある人の自立を支援し、生活のあらゆる場面で保険・医療・福祉サービス等を充実していく必要があります。

障がいのある人を取り巻く様々な障壁(バリア)を取り除き、老若男女全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会を築きましょう。



障がいのある人が駅や店などで困っていたら.....

「何かお困りですか?」「何かお手伝いしましょうか?」など 声をかけることから始めてみましょう。
共生社会の実現のために、勇気をだして行動することが大事です。

人権のことでお困りの時は、ひとりで悩まずご相談ください

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

平日8:30~17:15



友だち追加は
こちらから!

法務局LINEじんけん

・インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp> 又は「インターネット人権相談」で検索